

鳥取県公報

目

次

正 課

昭和二十七年三月県告示第一六五号中訂正

規 則

昭和二十七年五月十三日 火曜日

第 二 千 三 百 十 一 号

- ◆規則 鳥取県会計規則の一部改正
- ◆訓令 鳥取県会計規則に規定する書類及び帳簿の様式中一部改正
- ◆告示 使料及び手数料の減額
- ◆告示 建築代理業者の登録
- ◆告示 鳥取家畜保健衛生所浦富出張所の設置
- ◆告示 時局匡救漁村共同施設助成金交付規程外三件廃止
- ◆告示 鳥取火災復興事務所を解に指定
- ◆告示 農業災害補償法による疾病傷害共済の共済金額指定
- ◆告示 昭和二十五年十一月四日県告示第五百五十二号の廢止
- ◆教育委員會告示 小学校及び分教場の設置認可
- ◆農業委員會告示 小学校の廢止認可
- ◆農業委員會告示 農地等交換分合計画認可

鳥取県規則第三十一号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和二十六年六月鳥取県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「その廻及び當該市に屬する出納その他の会計事務について、」を「その廻及び當該市に屬する出納その他の会計事務(他の県出納員に委任せられたものを除く。)について、各地方事務所の財務課長

である県出納員は、その隸に属する県税及びそれに附

随するもの並びに税外諸收入金の出納その他の会計事務について、「」に改める。

第五條に次の二項を加える。

3 各地方事務所の財務課長である県出納員は、前項の規定により委任せられた事務については、主任県出納員とみなす。

第十九條第一項中「一切の書類は、」の下に「事前に」を加え、同條同項に次の但書を加える。

但し、第二項の書類は、総務部長については、この限りでない。

第十九條に次の二項を加える。

2 各課長は、收入行爲及び支出負担行爲に関する書類は、事前に、総務部長の承認を受けなければならない。

第二十二條 支出命令者が歳入を徴収しようとするとき

は、收入調書（第九号）により左の事項を調査決定し、

歳入調査元帳（第九号の二）に登記しなければならな

い。

一 法令に違うことはないか

二 所属年度及び歳入科目に誤りはないか

三 金額及び数量は適正であるか

第二十三條第二項を次のように改める。

第五十八條を次のように改める。

第五十八條 各隸の県出納員は、第百八十一條の規定により、県金庫から出納期限内に支払を了せないものの報告を受けたときは、速かに、その報告書を出納長に送付しなければならない。

2 出納長は、第百八十一條の規定により、県金庫から出納期限内に支払を了せないものの報告を受けたとき及び前項の規定により県出納員から報告書の送付を受けたときは、その額に対し、その年度の歳入に受入れのため所要の手続を執らなければならぬ。

3 受取人は、出納閉鎖期までに、現金を受領しなかつた

ときは、その事由を具し、支払通知（第十六号）又は歳出金支払通知書（第十九号）を添えて、出納長又は

当該県出納員を経由支払命令者に、再下付を申請しなければならない。

第六十條の次に次の二條を加える。

第六十條の二 資金の前渡を受けた職員は、その資金に対する支給は、公金として出納保管に関する一切の責に任じなければならない。

第一百八十一條を次のように改める。

第一百八十一條 県金庫は、出納期限内に支払を了せない

ものがあるときは、支払通知発行者名、支払通知年月

日、会計名、科目、支払通知番号、金額氏名表番号、

金額、及び氏名を調査して直ちに、出納長又は県出納員に報告しなければならない。

2 県金庫は、前項の場合においてその案内支払通知

（第十六号）、支払通知（第十七号）又は金額氏名表（第十八号）に出納期限内に支払を了せなかつた旨を

明記し支払済として整理しなければならない。

訓 令

◆鳥取県訓令第九号

各 部 隸 長
收 支 命 令 者
出 納 長

県 出 金 庫 員

00295

十五年六月鳥取県訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

昭和二十七年五月十三日

鳥取県知事 西尾愛

「第九号」を「第九号の二」とし、第八号の次に次の二

高
文
卷
之
一

様式第九号（B列5号）

收入調書					
徵收決定年月日	昭和年月日	起案年月日	昭和年月日		
收支命令者		会計課長 副出納長 (主務課長)		合議主査	
出納長 (出納員)					
下記の通り徵收して よいかお伺いする			年 度	昭和	年度
			会計名	一般 特別	会 計
			款		
			項		
			目		
			節		
記 事			納 入 期 限		
			昭和 年 月 日		
			納入告知書番号		
			第 号		
			調定元帳記帳済		
			收入簿記帳済		

00296

二の頃改延書は復厚試上五十部^ノを一

但し、必要に応じ適宜三枚複写（正一枚、控二枚）の

ものとすることがでれ。

様式第七十六号の次に次の二号を加える。

懷玉集

卷之三

調查處科員
姓名
日期
年
月
日

(前)

100

（節）

卷之三

様式第八十五号を削る。

鳥取県訓令第十号

昭和二十七年五月十三日

(第三種郵便物認可)

五

00299

教育委員会告示

鳥取県教育委員會告示第十六号

左記小学校及び分教場の設置を昭和二十七年五月一日認可した。

昭和二十七年五月十三日

鳥取県教育委員會

學 校 名	所 在 地	學 区	管 理 者
岩美郡蒲生村	岩美郡蒲生村大字下蒲生村一	岩美郡	
立蒲生小學校	生面二、四一三番地ノ	円	
洗井分教場	井一、四七二番地ノ	島越、蕪	
	島、横尾	"	
	洗井	"	
	長蒲生村		

鳥取県教育委員會告示第十七号

左記小学校の廃止を昭和二十七年四月三十日認可した。

昭和二十七年五月十三日

鳥取県教育委員會

學 校 名	所 在 地	學 区	管 理 者
岩美郡蒲生村	岩美郡蒲生村大字蒲生相山、馬場、蒲生	岩美郡	
立蒲生小學校	生一、一二二番地ノ	蒲生村	
	長蒲生村		

昭和二十七年五月十三日印刷

鳥取県公報

(昭和四年四月十五日發行)

第三種郵便物認可

昭和二十七年五月十三日發行

農業委員會名

昭和二十七年四月十九日

昭和二十七年四月二十五日

昭和二十七年四月二十三日

昭和二十七年四月二十五日

昭和二十七年三月三十日

嘉雄

農業委員會告示

鳥取県農業委員會告示第七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十八條の規定により東伯郡下郷村並びに日野郡根雨町農業委員会から申請のあつた農地等交換分合計画を次のように認可した。

昭和二十七年五月十三日

鳥取県農業委員會

農業委員會名

昭和二十七年四月十九日

昭和二十七年四月二十五日

昭和二十七年四月二十五日

昭和二十七年三月三十日

嘉雄

頁	番号	所 在 地	地 目	地 檢	造 林 指 定	所有者
一	三九	西伯郡東長山村	一〇	昭和二十一年三月	氏名	
一	一	田村大字東山林	一	昭和二十一年三月		
一	三六四	上字牛子山	步	昭和二十一年三月		
			三	昭和二十一年三月		
			一	昭和二十一年三月		

岩美郡蒲生村 岩美郡蒲生村大字洗井 分教場 島越、蕪
島、横尾

立洗井小學校 井一、四七二番地 洗井 分教場 島、横尾